

○栗国村郵便入札実施規程

令和5年4月20日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、栗国村財務規則(昭和58年8月29日規則第3号)第76条第4項ただし書の規定に基づき、本村の郵便による入札(以下「郵便入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の対象となる契約)

第2条 郵便入札の対象となる契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する売買、賃借、請負その他の契約について行う、一般競争入札により締結する契約のうち、契約担当者が指定するものとする。

(入札の公告等)

第3条 契約担当者は、郵便入札を実施する場合には、次の事項について公告又は通知(以下「公告等」という。)するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (7) その他郵便入札の実施に必要な事項

(入札の回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、2回までとする。

2 第1回目の入札で落札者又は落札候補者が決定しない場合は、公告等によりあらかじめ指定した第2回目の入札書の到達期限までに入札書を郵送するよう入札参加者に通知するものとする。

(入札書等の郵送方法)

第5条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書、内訳書その他必要な書類(以下「入札書等」という。)を一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、入札書の到達期限までに到達するよう郵送するものとする。

2 前項に規定する入札書等を郵送する場合は、二重封筒によるものとし、入札書等を中封筒に入れ封印し、中封筒には入札参加者名、入札件名、開札日及び入札書等が在中である旨を記載し、郵送用の外封筒に同封するものとする。

3 前項の郵送用の外封筒には、宛名は村の発注担当課とし、入札参加者名、入札件名、開札日及び入札書等が在中である旨を記載するものとする。

4 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を第2項に規定する郵送用の外封筒に同封するものとする。

(入札書の保管等)

第6条 契約担当者は、前条の規定による郵便物が到達したときは、これを開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 前項の郵便物は、差し替えをすることができない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 公告等により指定した入札書の到達期限までに到達しなかった入札(第10条の規定により、入札を延期した場合を除く。)

(3) 入札保証金の納付を要する入札において、第5条第4項に規定する書類の同封がされていない入札又は入札保証金が所定の額に達しない入札

(4) 入札者の記名押印がない入札

(5) 同一入札について入札者が2通以上の入札書を提出した入札

(6) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札

(7) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

(8) 第5条に規定する郵送方法によらない入札

(9) 明らかに不正によると認められる入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札の立会い)

第8条 開札する場合は、当該入札に関係のない職員が1名以上立ち会うものとする。

2 郵便入札に参加する者で、開札の立会いを希望するものは、あらかじめ、開札立会人希望申出書(様式第1号)により発注担当課に申し出るものとする。

3 契約担当者は、前項の規定による申出が複数あった場合においては、当該申出のあった者のうち2人まで立ち合わせることができるものとする。

4 第2項の規定による申出をした者が都合により当該開札に立ち会うことができない場合は、代理人を立ち合わせることができるものとする。この場合において、当該代理人は、開札立会人委任状(様式第2号)を提出するものとする。

(開札)

第9条 開札は、公告等により指定した開札の日時及び場所において行うものとする。

2 開札の結果、落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、前条第1項に規定する職員がくじを引き、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(入札の延期等)

第 10 条 契約担当者は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

(入札結果の通知)

第 11 条 契約担当者は、郵便入札により落札者又は落札候補者を決定した場合は、速やかに入札参加者にその旨を通知するものとする。

(雑則)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、契約担当者が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。